

## 入札参加資格審査申請等の改正について

平成23年10月21日

### 1 入札参加資格審査申請の改正（平成24年1月から）

#### (1) 復活更新申請

- ・更新期限月に申請を行わなかった者が行う復活更新申請における有資格者名簿への登載は、申請のあった月の翌月からに改めます。

#### (2) 建設工事の格付

- ・更新申請にあわせて行う建設工事の格付業種及び格付等級の申請の適用を、申請のあった月の翌月からに改めます。

#### (3) 希望業種の変更申請（建設工事以外）

- ・更新申請にあわせて行う希望業種の変更申請の適用を、申請のあった月の翌月からに改めます。

詳細は別途ホームページに掲載する入札参加資格審査申請の各種要項をご覧ください。（平成23年12月頃掲載予定）

### 2 工事成績による指名留保等の取扱いの改正（平成23年4月から）

- ・工事成績評定点による指名留保の取扱いを、下記のとおり改めます。

|            |     |
|------------|-----|
| 54点以上57点未満 | 1月間 |
| 52点以上54点未満 | 2月間 |
| 47点以上52点未満 | 3月間 |
| 47点未満      | 6月間 |

- ・工事成績評定点が57点未満であった場合、建設工事に関する優遇措置は終了するものとします。（ただし、工事成績評定表中法令遵守の項目での減点を除いた点で判断するものとします。）

この改正についての問い合わせ先は、次のとおりです。

|           |                              |
|-----------|------------------------------|
| 岡山市財政局監理課 | Tel(086)803-1195             |
|           | Fax(086)803-1764             |
|           | E-mail:kanri@city.okayama.jp |